

● ワクチン接種に関する相談や問い合わせ先 ●

大崎市 新型コロナウイルスワクチン接種相談コールセンター(☎0120-059-589)
受付時間：9時～18時(土曜・日曜日、祝日含む)

▶ コロナワクチン施策のあり方などに関する問い合わせ

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター(☎0120-761-770)
受付時間：9時～21時(土曜・日曜日、祝日含む)

▶ ワクチン接種後に体調異変があった場合の相談、その他医学的知見が必要となる専門的な相談や問い合わせ

宮城県 新型コロナウイルス感染症に関する受診・相談センター(☎022-398-9211)
受付時間：24時間

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症の影響により国税の納付が困難な方へ

☎ 古川税務署徴収担当 ☎22-1711

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一度に納付することができない場合、税務署に申請することで、一定の要件に該当する場合は、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。

猶予制度の詳細は、国税庁のウェブサイトを確認するか、古川税務署(徴収担当)に電話で相談してください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の受付について

☎ 産業商工課協力金受付担当 ☎23-7091

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた営業時間短縮要請に、協力をいただいた飲食店に支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(令和3年4月5日要請分)の詳細は、後日、市ウェブサイトなどでお知らせします。

☑受付期間 5月6日(木)～7月30日(金)

☑申請方法 原則郵送申請

☑専用ダイヤル ☎25-5894(5月6日以降開設)

割増商品券の取扱店を募集します

☎ 「宝の都(くに)大崎」プレミアム商品券実行委員会 ☎24-0055

市では、「宝の都(くに)・大崎」プレミアム商品券実行委員会と協力し、市内の飲食店、小売店、サービス業などで利用できる、3割増しの商品券を7月に発行します。

新型コロナウイルス感染症で低迷した消費を喚起し、地域に元気を取り戻すための割増商品券を取り扱う店舗を募集します。

☑参加条件 市内で事業を営む店舗、事業所など

※参加条件の詳細はウェブサイトなどで確認してください。

☑募集期間 5月6日(木)～5月20日(木)

☑申込方法 各商工団体(古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会)の窓口で配布、または実行委員会ウェブサイト(<http://www.furukawa-cci.or.jp/>)からダウンロードした申請書に必要事項を記載し、実行委員会へ申し込み

※申請書は5月6日からウェブサイトに掲載します。

☑その他 割増商品券の販売方法や販売場所などは、広報おおさき6月号でお知らせします。

集団接種の日程・会場

9月末までの日程です。ワクチンの供給状況などの事情により、日程を変更する場合があります。10月以降の日程は確定次第、広報おおさきや市ウェブサイトでお知らせします。

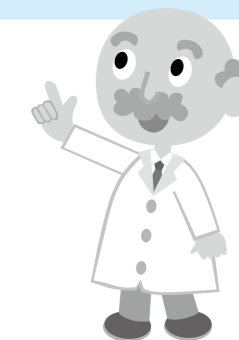
◆各地域の日程・会場

会場所在地	1クール 1回目・2回目	2クール 1回目・2回目	3クール 1回目・2回目
古川	5月22日(土)・6月12日(土) 古川保健福祉プラザ	8月5日(木)・8月26日(木) アインパルラ浦島	
松山	7月2日(金)・7月29日(木) 松山保健センター	7月30日(金)・8月20日(金) 松山保健センター	
三本木	5月24日(月)・6月14日(月) 三本木保健センター	8月17日(火)・9月7日(火) 三本木保健センター	8月31日(火)・9月22日(水) 三本木保健センター
鹿島台	6月16日(水)・7月8日(木) 鹿島台保健センター	8月18日(水)・9月8日(水) 鹿島台保健センター	9月1日(水)・9月24日(金) 鹿島台保健センター
岩出山	7月1日(木)・7月26日(月) 岩出山総合支所	8月13日(金)・9月3日(金) 岩出山総合支所	8月24日(水)・9月14日(水) 岩出山総合支所
鳴子温泉	6月17日(水)・7月12日(月) オニコウベリフレッシュセンター	7月19日(月)・8月10日(火) 鳴子スポーツセンター	8月19日(木)・9月10日(金) 鳴子スポーツセンター
田尻	6月15日(火)・7月7日(水) 田尻スキップセンター	7月21日(水)・8月11日(水) 田尻スキップセンター	8月25日(水)・9月15日(水) 田尻スキップセンター

◆大崎市民病院の日程・会場

会場	クール	期日(1回目・2回目)
大崎市民病院	1	6月5日(土)・6月26日(土)
	2	6月6日(日)・6月27日(日)
	3	7月3日(土)・7月24日(土)
	4	7月4日(日)・7月25日(日)
	5	8月7日(土)・8月28日(土)
	6	8月8日(日)・8月29日(日)
	7	9月4日(土)・9月25日(土)
	8	9月5日(日)・9月26日(日)

市内に住民登録をしている人は、お住まいの地域に関係なく、どの会場でも接種を受けることができます。



住所地外接種

住民票がある市区町村で接種を受けるのが原則ですが、下記のやむを得ない事情で市内に長期滞在している人は、大崎市に申請し、届出済証の交付を受けることで市内で接種を受けることができます。⑤～⑧に該当する場合は、届出を省略することができます。詳しくは、健康推進課へお問い合わせください。

【やむを得ない事情】

- ① 出産のために里帰りしている妊産婦
- ② 単身赴任者
- ③ 遠隔地へ下宿している学生
- ④ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者
- ⑤ 入院・入所者
- ⑥ 治療中の基礎疾患のかかりつけ医が大崎市内の医療機関で、そこで接種を希望する場合
- ⑦ 災害による被害にあった場合
- ⑧ 拘留または拘置されている者、受刑者
- ⑨ その他市長がやむを得ない事情があると認める者